

【令和3年4月1日版】

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

助成に係るQ & A

厚生労働省健康局

がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

目次

【助成対象】	2
Q 1 - 1 : 「肝がん」や「重度肝硬変」であれば、助成対象になるのですか。	2
Q 1 - 2 : 一定の要件とはどのような要件ですか。	2
Q 1 - 3 : 私の高額療養費算定基準額はどこを見れば分かりますか。	2
Q 1 - 4 : 過去1年間で3月以上とはどのような場合ですか。	3
Q 1 - 5 : いくら助成を受けることができますか。	3
Q 1 - 6 : 助成を受けるまでの流れを教えてください。	4
【指定医療機関】	5
Q 2 - 1 : どの医療機関で治療を受けていても助成を受けることができますか。	5
Q 2 - 2 : どの医療機関が指定医療機関となっているか、どうすれば分かりますか。	5
【申請手続き】	6
Q 3 - 1 : 助成を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。	6
Q 3 - 2 : 参加者証の交付申請の手続きに必要な書類は何ですか。	6
Q 3 - 3 : 参加者証の交付申請の手続きに必要な書類はどこで配布していますか。	6
【医療記録票】	8
Q 4 - 1 : 医療記録票とは何ですか。	8
Q 4 - 2 : 医療記録票はどこで配布していますか。	8
Q 4 - 3 : 医療記録票の持参を忘れた場合はどうしたらいいですか。	8
Q 4 - 4 : 医療記録票は薬局でも記載してもらう必要がありますか。	8
【保険薬局】	10
Q 5 - 1 : 薬局にも「指定薬局」があるのですか。	10
【助成額の受取方法】	10
Q 6 - 1 : 助成額はどのように受け取るのですか。	10
Q 6 - 2 : 償還請求を行った場合、助成額が振り込まれるまでにどのくらいかかりますか。	10
Q 6 - 3 : 現金で受け取ることはできないのですか。	10
Q 6 - 4 : 償還払い手続きの方法はどこに記載していますか。	11
【その他】	11
Q 7 - 1 : 医療機関等から交付された領収書や明細書等は保管する必要がありますか。	11
【リーフレット】	12
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の説明用リーフレット	12
償還払い手続きの説明用リーフレット	15
【様式例 6 - 2】	17

【助成対象】

Q1-1: 「肝がん」や「重度肝硬変」であれば、助成対象になるのですか。

本事業では、B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重度肝硬変」の患者さんが一定の要件[Q1-2]を満たした場合に対象になります。

Q1-2: 一定の要件とはどのような要件ですか。

本事業の助成を受けるためには、次の全ての要件を満たすことが必要です。

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されていること。
年収約370万円以下であること。

肝がん・重度肝硬変の入院治療、又は分子標的薬による肝がんの通院治療を受けていること。

上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が過去1年間で3月以上あること。

なお、高額療養費算定基準額を超えた月が3月目以降、すなわち助成が行われる月については、都道府県が指定する指定医療機関[Q2-1]で治療を受けている必要があります。

現在、治療を受けている医療機関が指定医療機関でない場合は、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課に御相談ください。

Q1-3: 私の高額療養費算定基準額はどこを見れば分かりますか。

指定医療機関[Q2-1]から交付を受ける医療記録票のA欄に記載しています。

医療記録票[Q4-1]のA欄に記載が無い場合は、指定医療機関にお尋ねください。

なお、加入している医療保険者から限度額適用認定証等の交付を受けている場合は、限度額適用認定証等に記載されている適用区分と下表の適用区分欄と同じ行を御確認いただくことでわかります。

年齢区分	限度額適用認定証等に記載されている適用区分	医療記録票A欄（高額療養費算定基準額）		
		①入院	②多数回該当の場合	③外来
70歳未満	エ	57,600円	44,400円	57,600円
	オ	35,400円	24,600円	35,400円
70歳以上75歳未満	一般	57,600円	44,400円	18,000円
	Ⅱ（低所得Ⅱ）	24,600円	-	8,000円
	Ⅰ（低所得Ⅰ）	15,000円	-	8,000円
75歳以上	一般	57,600円	44,400円	18,000円
	Ⅱ（低所得Ⅱ）	24,600円	-	8,000円
	Ⅰ（低所得Ⅰ）	15,000円	-	8,000円

Q1 - 4 : 過去1年間で3月以上とはどのような場合ですか。

例えば、7月が助成月となるためには、本事業の対象となる7月分の医療費が高額療養費算定基準額[Q1-3]を超え、前年の8月から6月までに高額療養費算定基準額を超えた月が2回以上ある場合です。

「3月以上」(= 3回以上) は連続している必要はありません。

また、入院と通院の組み合わせも問いません。

入院、 入院、 入院 ・ 入院、 入院、 通院
通院、 通院、 通院 ・ 通院、 通院、 入院 など

Q1 - 5 : いくら助成を受けることができますか。

本事業の助成要件[Q1-2]を満たした月の患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

例えば、70歳以上の所得区分が「一般」の患者さんが入院し、助成要件を満たした場合、高額療養費算定基準額[Q1-3]が57,600円ですので、自己負担額1万円との差額47,600円が助成されることとなります。

入院の場合は、原則、患者さんは窓口で自己負担額1万円を支払い、差額の47,600円は都道府県から直接、医療機関に支払われます。

また、70歳以上の所得区分が「一般」の患者さんが通院し助成要件を満たした場合、高額療養費算定基準額が18,000円ですので、自己負担額1万円との差額8,000円が助成されることとなります。

通院の場合は、患者さんは窓口で上限額（高額療養費算定基準額）18,000円を支払い、差額の8,000円については、後日、都道府県に償還払いの請求[Q6-1]を行うことで患者さんの口座に振り込まれます。

Q 1 - 6 : 助成を受けるまでの流れを教えてください。

助成を受けるまでの流れは下記のとおりです

1 月目 (カウント 1 回目)

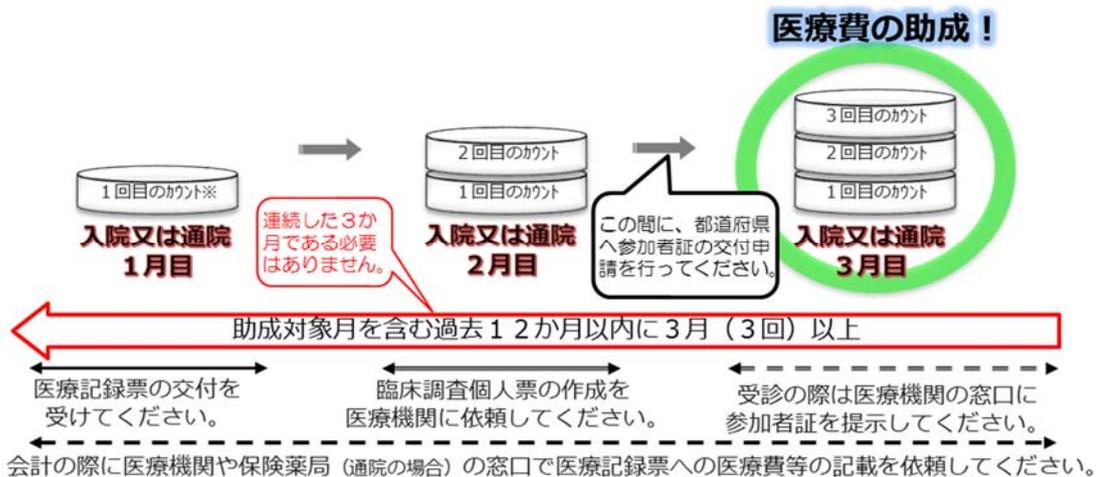
- ・入院又は通院時に医療記録票 [Q4-1] の交付を受けてください。
- ・会計の際に医療記録票に医療費等の記載を依頼してください。

2 月目 (カウント 2 回目)

- ・臨床調査個人票の作成を医療機関に依頼してください。
- ・会計の際に医療記録票に医療費等の記載を依頼してください。
- ・お住いの都道府県に参加者証の交付申請 [Q3-1] を行ってください。

3 月目以降 (カウント 3 回目以降)

- ・お住いの都道府県から交付を受けた参加者証を医療機関の窓口へ提示してください。
- ・会計の際に医療記録票に医療費等の記載を依頼してください。
- ・通院の場合は、参加者証の交付を受けた都道府県に償還払いの請求 [Q6-1] を行ってください。



カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

【指定医療機関】

Q 2 - 1 : どの医療機関で治療を受けていても助成を受けることができますか。

助成が行われる月（高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が3月目以降）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要があります。

1月目、2月目については、助成は行われませんので、指定医療機関で治療を受けてなくても構いませんが、ご自身が治療を受けている医療機関が指定医療機関でない場合は、3月目以降に円滑に助成を受けることができるようにお住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課に御相談ください。

担当課から治療を受けられている医療機関が指定医療機関となるよう促します。

Q 2 - 2 : どの医療機関が指定医療機関となっているか、どうすれば分かりますか。

肝ナビ（肝炎医療ナビゲーションシステム）で全国の指定医療機関[Q2-1]の検索が可能ですので、パソコン、スマートフォンなどから検索サイトで「肝ナビ」と検索してください。

肝ナビの掲載情報の更新には一定の期間を要し、最新の情報ではない可能性がありますので、治療を受けている医療機関が指定医療機関として表示されない場合は、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

【申請手続き】

Q3 - 1 : 助成を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。

助成を受けるためには、お住いの都道府県から参加者証の交付を受ける必要があります。

高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が2月目になった時点で、3月目から助成が受けられるようにお住いの肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

お住いの都道府県から交付を受けた参加者証は、受診する際に必ず持参し医療機関の窓口へ提示してください。

Q3 - 2 : 参加者証の交付申請の手続きに必要な書類は何ですか。

参加者証の交付申請には、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書、医療記録票[Q4-1]の写し、臨床調査個人票、限度額適用認定証、住民票の写し等が必要ですが、年齢に応じて必要な書類が異なりますので、リーフレットを御確認ください。

なお、治療を受けている医療機関が指定医療機関[Q2-1]の場合は、高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が2月目の時点で医療機関から臨床調査個人票が交付されますので、医療機関から交付されない場合は、医療機関にお問い合わせください。

詳しくは、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

Q3 - 3 : 参加者証の交付申請の手続きに必要な書類はどこで配布していますか。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書、医療記録票[Q4-1]、臨床調査個人票は、指定医療機関[Q2-1]で配布していますが、別途、住民票の写し等が必要です。

必要な書類は、リーフレットを御確認いただくか、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

なお、厚生労働省ホームページにも様式を掲載していますので、ダウンロードが可能です。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html

【医療記録票】

Q 4 - 1 : 医療記録票とは何ですか。

医療記録票は、医療機関や保険薬局において、肝がん又は重度肝硬変の治療や分子標的薬などの交付を受けたことを記録するものです。

Q 4 - 2 : 医療記録票はどこで配布していますか。

医療記録票は、指定医療機関[Q2-1]、都道府県で配布しています。

なお、保険薬局でも配布している場合があります。

迷ったらお住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

Q 4 - 3 : 医療記録票の持参を忘れた場合はどうしたらいいですか。

医療記録票は、高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月数を確認するために必要な書類ですので、忘れずに持参するようにしてください。

忘れた場合は、指定医療機関[Q2-1]であれば、新しい医療記録票に記載してもらってください。

指定医療機関でない場合は、患者さん自身で別紙（本Q Aの末尾に添付）の様式例6 - 2の医療記録票に記載してください。

様式例6 - 2の医療記録票の記載方法については、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

なお、医療記録票が複数枚となった場合、参加者証の交付申請や償還請求の際には、全ての医療記録票を提出することとなります。

Q 4 - 4 : 医療記録票は薬局でも記載してもらおう必要がありますか。

本事業は、令和3年4月から分子標的薬による通院治療も助成対象となります。分子標的薬による通院治療を受ける場合は、通常、医療機関から処方箋が交付され、保険薬局で分子標的薬が交付されます。

通院治療で医療記録票に分子標的薬に係る記載が無い場合() 助成の対象にならないので、分子標的薬による通院治療を受けている場合は、薬局でも忘れずに医療記録票に記載してもらってください。

() 分子標的薬の通院治療を受けている場合で、治療に伴う副作用等で医師の判断により分子標的薬の服用を一時中断している場合などは助成の対象となる場合があります。

【保険薬局】

Q 5 - 1 : 薬局にも「指定薬局」があるのですか。

薬局は指定制とはしておらず、保険薬局から分子標的薬の交付を受けていれば助成対象となります。

指定薬局とはしていないため、本事業の制度を御存知ない保険薬局が存在する可能性もあります。

保険薬局で医療記録票[Q4-1]に記載してもらえない場合は、ご自身で別紙（本Q Aの末尾に添付）の様式例6 - 2の医療記録票に記載することも可能ですので、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課に御相談ください。

【助成額の受取方法】

Q 6 - 1 : 助成額はどのように受け取るのですか。

入院の場合、原則、患者さんの窓口支払額が1万円となるよう助成される仕組みのため、都道府県への請求手続きは不要です。

通院の場合は、例えば、70歳以上の所得区分が「一般」の患者さんは、窓口で上限額（高額療養費算定基準額[Q1-3]）18,000円を一旦支払いますが、患者さんの自己負担額を1万円とするため、差額の8,000円については、後日、都道府県に償還払いの請求を行うことで償還払い請求書に記載する患者さんの口座に振り込まれます。

参加者証の交付を受けた都道府県に医療記録票[Q4-1]、領収書等の必要書類を添付した償還請求書を提出してください。

なお、償還払いの手続きの際など本事業の関係で都道府県の職員がキャッシュカードを預かったり、キャッシュカード等の暗証番号をお聞きすることはありませんので、御注意ください。

Q 6 - 2 : 償還請求を行った場合、助成額が振り込まれるまでにどのくらいかかりますか。

償還請求書を提出した都道府県にお問い合わせください。

Q 6 - 3 : 現金で受け取ることはできないのですか。

償還払い請求書に記載する患者さんの口座に振り込むこととしています。

Q 6 - 4 : 償還払い手続きの方法はどこに記載していますか。

リーフレットに記載していますので御確認ください。

詳しくは、参加者証の交付を受けた都道府県にお問い合わせください。

【その他】

Q 7 - 1 : 医療機関等から交付された領収書や明細書等は保管する必要がありますか。

領収書、診療明細書等は参加者証の交付申請や償還請求の際に必要ですので、失わないように保管してください。

【リーフレット】

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の説明用リーフレット

(表面)

B型・C型
肝炎ウイルス
が原因の
肝がん・重度肝硬変の
医療費は、
助成が受けられます。



治療3月目から
入院も
通院も※
自己負担
月1万円

医療費の助成には下記の条件があります

- 条件1** 肝がん・重度肝硬変で入院又は通院[※]
B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であること等が条件となります。入院又は通院をされたら、まずお住まいの都道府県又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記載してもらってください。
※ 通院は「分子標的薬を用いた化学療法」と「肝動注化学療法」に係る医療費が対象です。
- 条件2** 一定額以上を窓口で負担
入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。
- 条件3** 参加者証の取得
条件1,2を満たした月が、過去12月で2月となった場合、指定医療機関（入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。）に「臨床調査個人票」を記載してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。
- 条件4** 医療費の助成
条件1～3を満たした上で、過去12月で3月目以降となる高額療養費の基準額を超える入院医療又は通院医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

申請については都道府県、医療機関にご相談ください

(裏面)

「参加者証」の申請に必要な書類

チェックリスト

申請に必要な書類は、年齢によって変わります。
まず最初に申請される方の年齢を下記よりお選びください。

✓ 申請される方が**70歳未満**の場合

- 臨床調査個人票と同意書
- 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- 申請される方の住民票の写し
- 医療記録票の写し

✓ 申請される方が**70歳以上75歳未満**の場合

- 臨床調査個人票と同意書
- 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる者）
- 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- 医療記録票の写し

✓ 申請される方が**75歳以上**の場合

- 臨床調査個人票と同意書
- 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる者）
- 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- 医療記録票の写し

記載している書類は一般的なものとなりますので、あらかじめお住まいの都道府県にご確認ください。

肝炎情報センター(<https://kan-navi.ncngm.go.jp/index-s.html>)の「肝炎医療ナビゲーションシステム(肝ナビ)」から全国の指定医療機関を検索できます。



**B型・C型肝炎ウイルスが原因の
「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、
治療3月目から助成が受けられます。**

(主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。)

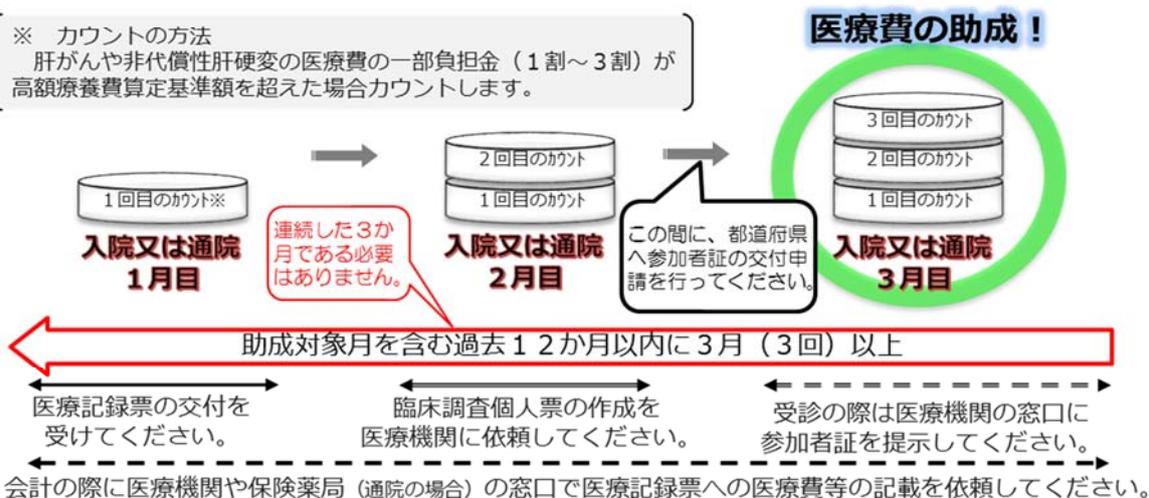
○助成対象となる主な要件

- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・ 年収約370万円以下である。
- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。 ※「肝動注化学療法」を含む。
- ・ 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含め過去1年間で3月以上ある。

○高療を超える3月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

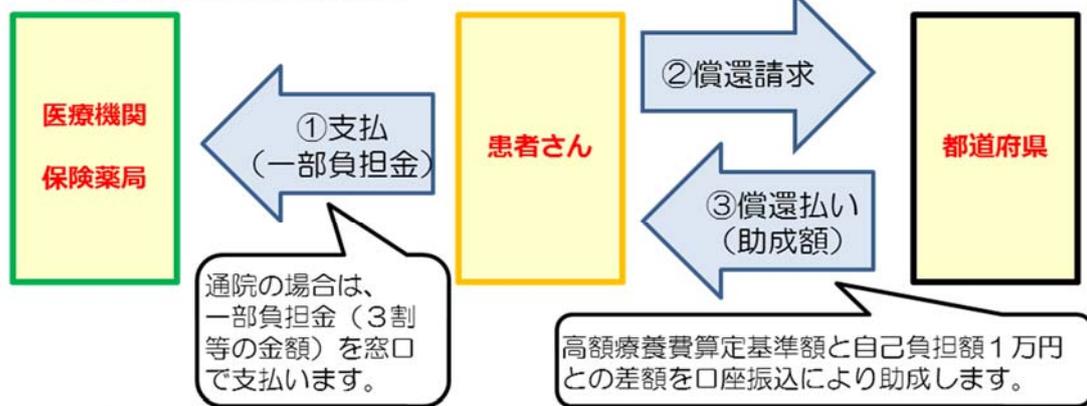


通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

医療費の 助成方法	入院の 場合	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	通院の 場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 償還請求の方法は裏面を御確認ください。

「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者に御確認ください。

● 償還請求時に提出する書類

<input type="checkbox"/> 医療費償還払い請求書（別紙様式例7）
<input type="checkbox"/> 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
<input type="checkbox"/> 請求者の参加者証の写し
<input type="checkbox"/> 医療記録票の写し
<input type="checkbox"/> 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書
<input type="checkbox"/> 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等）
<input type="checkbox"/> ……（その他、都道府県知事が申請内容の審査に必要と認める書類：各都道府県で追記）

● 提出先

請求者が居住する都道府県の担当課

「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話[#9110])に御連絡ください。

【様式例 6 - 2】

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票
(指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用)

私は、下に記載するとおり、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における指定医療機関以外の保険医療機関又は保険薬局で肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療を受けたので、関係書類を添えてその旨を証明します。

氏名		生年 月日	年 月 日	性別	
住所					
保険者 番号		保険 種別			
被保険者証の 記号・番号					
入院月	年 月 (今月 回目)	入院 期間	年 月 日から	年 月 日まで	
通院 年月日	年 月 日	調剤 年月日	年 月 日		
医療機関等名					
医療内容等	関係資料のとおり				

【備考】

患者の方へのお願い

本記録票は、指定医療機関以外の保険医療機関、又は保険薬局を受診等し肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来医療を受けた場合で、当該保険医療機関又は保険薬局が肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票(別紙様式例6-1)に記載しない場合に、別紙様式例6-1による医療記録票の代わりになるものとなります。

当該保険医療機関又は保険薬局を受診等し、関係医療を受けたことを確認できる書類(領収書及び診療明細書等)を関係資料として添付して保管し、指定医療機関又は保険薬局を受診等する場合や償還払いの請求を行う場合に、別紙様式例6-1による医療記録票と併せて、指定医療機関又は保険薬局や都道府県知事に提出してください。

別紙様式例6-1による医療記録票に記載しない保険医療機関又は保険薬局を受診等する度に、本記録票を作成してください。

指定医療機関又は保険薬局の方へのお願い

本記録票は、指定医療機関以外の保険医療機関、又は保険薬局を受診等し肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来医療を受けた場合で、当該保険医療機関又は保険薬局が肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票(別紙様式例6-1)に記載しない場合に、別紙様式例6-1による医療記録票の代わりになるものとなります。

患者の方から本記録票が提示されましたら、同時に提示される別紙様式例6-1による医療記録票に記載されている内容を踏まえて、別紙様式例6-1による医療記録票への記載や医療費の助成等の対応をお願いいたします。

なお、患者の方が指定医療機関に初めて入院又は通院された場合で、本記録票のみが提示された場合は、本記録票の内容も踏まえて、別紙様式例6-1による医療記録票への記載、交付等を行ってください。

また、別紙様式例6-1による医療記録票に既に記載されている月よりも前の月にかかる受診等についての本記録票が提示された場合、別紙様式例6-1による医療記録票のB欄に、本記録票に記載された内容及び関係医療を受けたことを確認できる書類を確認し追記してください。

都道府県の方へのお願い

この医療記録票を受理した際は、記載の医療機関に指定医療機関となるよう働きかけを行ってください。

